

本人通知制度登録申込書

（宛先）

倉吉市長

倉吉市住民票の写し等第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第4条の規定により、次のとおり登録を申し込みます。

申込年月日	年 月 日		
登録希望者氏名	(ふりがな)	生年月日	年 月 日
本 籍			
住 所	〒 ー		
連 絡 先			

※ 代理人による申込みの場合は、記入してください

代理人氏名		生年月日	年 月 日
住 所	〒 ー		
連 絡 先			
登録希望者との関係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 その他の代理人		

※ 以下の欄は、記入しないでください

登 録 日	年 月 日
-------	-------

受付年月日	本人（代理人）確認書類	名簿記載事務	備 考
(受付者： )	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住基カード（写真付き） <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）	(処理日： )	
		(担当： )	
		名簿番号	
		( )	

## 本人通知制度について

- 1 本人通知制度とは、住民票の写し等(※1)を第三者(※2)に交付した場合、交付した事実について通知する制度です。なお、制度が利用できるのは登録者に限り、通知の対象は登録者の住民票の写し等を交付した場合に限ります。同一の住民票等に記載のある者であっても、登録をしていなければ対象になりません。

(※1)住民票の写し等とは、住民票の写し(除住民票の写しを含む。)、戸籍の附票の写し(戸籍の除附票の写しを含む。)、戸籍謄(抄)本(除籍謄(抄)本、改正原戸籍謄(抄)本を含む。)をいいます。

(※2)第三者とは、住民票の写しにおいては「同一世帯」以外の者、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載のある者、その配偶者、直系親族」以外の者であり、個人、法人、八士業(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)をいいます。
- 2 登録等の申し込みの受付は、倉吉市役所、エキパル倉吉行政サービスコーナー及び関金支所の窓口で行います。なお、登録日以降の交付請求が対象になります。
- 3 代理人による登録等の申し込みは、次のいずれかの場合に限り可能です。
  - (1) 未成年者の法定代理人による申し込みの場合
  - (2) 成年被後見人の法定代理人による申し込みの場合(登記事項証明書必要)
  - (3) 本人から委任された代理人による申し込みの場合(委任状必要)
- 4 郵送による登録等の申し込みもできます。

ただし、本人確認ができる運転免許証・保険証などのコピーを同封してください。
- 5 登録の廃止をするときは届出が必要です。なお、登録者が死亡、居住不明等により住民票が消除されたとき又は対象となる証明書が、倉吉市に存在しなくなったとき(除票の保存期間満了等)は登録を取り消します。
- 6 転出先の市町村でも登録を希望する場合は、転出先で新たに登録手続を行ってください。なお、本人通知制度を実施していない市町村もありますので、あらかじめご了承ください。
- 7 本人通知書の記載事項は、①交付年月日、②交付証明書の種別、③交付通数、④交付請求者の種別の4事項です。なお④の交付請求者の種別は「本人の代理人請求」「第三者請求・個人」「第三者請求・法人」「第三者請求・八士業」の4種類です。
- 8 本人通知制度において必要な場合は、登録者の住民票、戸籍等について、他の市町村への調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 9 本人通知制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意のうえ、登録申し込みをしてください。
- 10 第三者からの住民票の写し等の交付請求書については、開示請求することができます。情報開示の請求の手続きについては、倉吉市市民課にお問い合わせください。ただし、開示できるのは自己に関する情報であり、第三者の個人情報に記載されている部分は開示できません。